

表3 「時間的制約を著しく受ける場合」の冬期屋外工事の補正率(%)

工期末 工期始	11月	12月	1月	2月	3月	
10月	15	16	17	17	17	
11月	15	17	17	18	17	
12月	-	18	19	18	18	
1月	-	-	19	19	18	
2月	-	-	-	18	17	
3月	-	-	-	-	16	

近年、現行の標準歩掛では対応できない管更正工法などの新技術等の活用による積算が必要となる場合が生じるが、積算基準の適用について示されたい。

農政部制定の積算基準の取扱いや他官庁が制定した積算基準の準用等について、次のとおりとする。

(1) 農政部制定積算基準の取扱い

農政部所管の請負工事の発注にあたっては、これにより積算すること。

(2) 他官庁制定積算基準の取扱い

農政部制定積算基準内で積算できない場合で、建設部、水産林務部など農政部以外が制定した積算基準や他官庁制定の積算基準を準用する場合は、適用工種・範囲の検証を行い準用すること。

(3) 別途歩掛等を策定する場合の取扱い

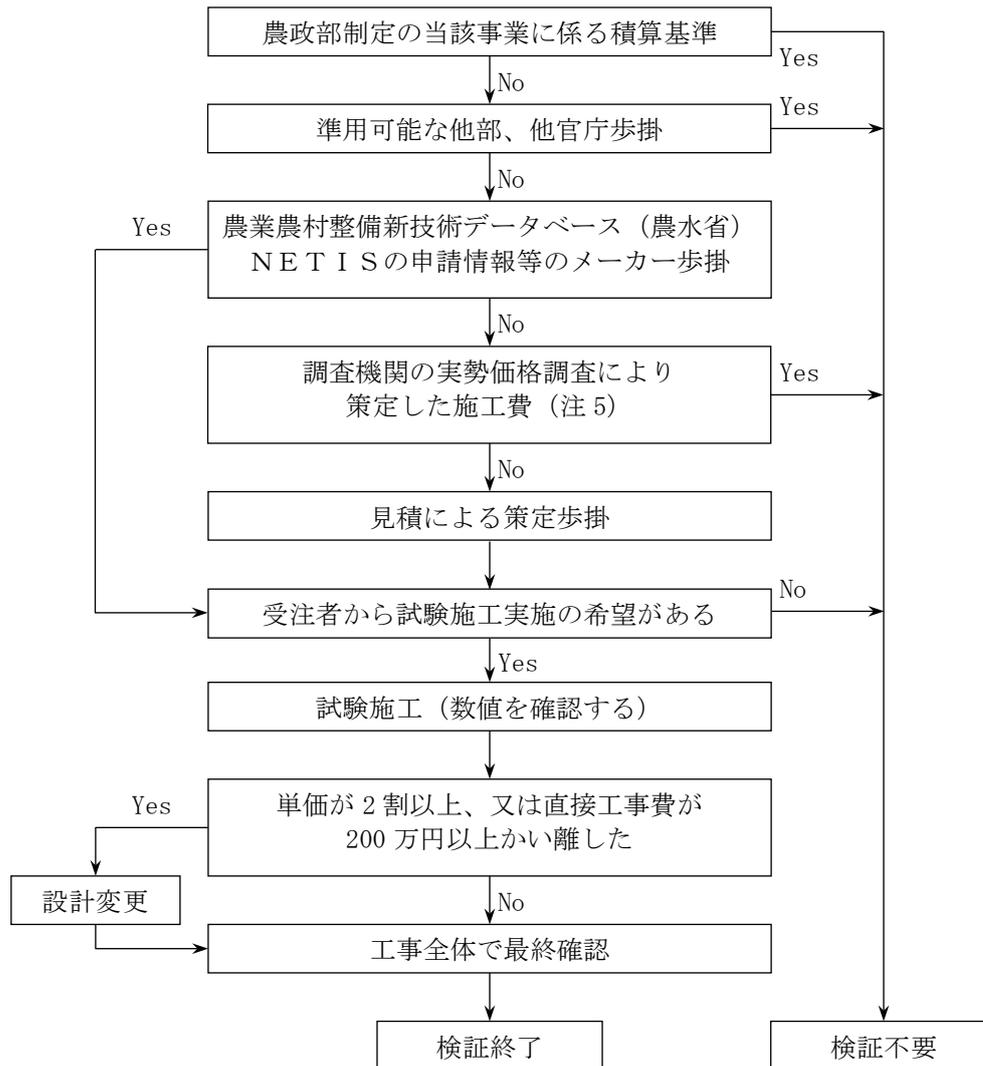
新技術等を活用する際に、前記(1)及び(2)が適用できない場合は、メーカー歩掛や工事資材等価格調査、見積書により新たに歩掛や施工費を策定する必要がある。

また、メーカー歩掛や見積書により歩掛策定した工種について、受注者から希望がある場合は、工事着手にあたり試験施工をあらかじめ行い、歩掛を検証すること(調査機関の実勢価格調査により策定した施工費は除く)。

なお、大幅にかい離した場合には、設計変更で対応すること。

見積り方法及び検証方法は、「土地改良事業等請負工事歩掛見積り要領の制定について」(平成20年8月22日付け事調第571号)によること。

(4) フロー図



- (注1) 設計変更は工事着手前に行うこと。
- (注2) 試験施工を行った場合は、工事全体での最終確認を行うこと。
- (注3) 継続工事等の積算にあたっては、検証結果を考慮すること。
- (注4) NETIS (New Technology Information System) : 新技術情報提供システム (国交省)
- (注5) 工事資材等価格調査業務処理要領に基づき策定した単価で材工共一式単価も含む。

積算において他官庁等が出版した図書を使用する場合、その図書の適用時期について示されたい。

特に定めのある場合を除き下記のとおりとする。

図書名	適用時期
1 建設機械等損料表 北海道補正版 (一般社団法人 日本建設機械施工協会)	発行年度の12月単価期以降を適用する 工事
2 農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械) (一般社団法人 農業農村整備情報総合センター)	
3 他官庁制定積算基準	

積算において他部策定単価や刊行物単価を使用する場合、その適用時期について示されたい。

特に定めのある場合を除き下記を基本とする。ただし、積算時に手元に無いなどこれによることができない場合は、使用した単価の年月を明確にすること。